

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>我孫子市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市高齢者福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<u>により</u>、<u>同法第20条の7に規定する老人福祉センターとして我孫子市高齢者福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 1653 783 1899"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>我孫子市高齢者福祉センター</u>つつじ荘</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開館時間及び利用時間）</p>	名称	位置	<u>我孫子市高齢者福祉センター</u> つつじ荘	略	<p style="text-align: center;"><u>我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市老人福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<u>に基づき</u>、<u>我孫子市老人福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="839 1653 1430 1899"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>我孫子市老人福祉センター</u>つつじ荘</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開館時間及び利用時間）</p>	名称	位置	<u>我孫子市老人福祉センター</u> つつじ荘	略
名称	位置								
<u>我孫子市高齢者福祉センター</u> つつじ荘	略								
名称	位置								
<u>我孫子市老人福祉センター</u> つつじ荘	略								

第4条 センターの開館時間は、**午前9時30分**から午後4時（浴室にあつては**午後3時30分**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **高齢者**の健康の維持増進のための相談に関すること。
- (2) **高齢者**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**乱す**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興行**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減額し、又は免除する**ことができる。

第4条 センターの開館時間は、**午前10時**から午後4時（浴室にあつては**午後3時**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **老人**の健康維持増進のための相談に関すること。
- (2) **老人**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**みだす**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興業**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減免する**ことができる。

区分		金額
第7条本文 に規定する 者	60歳以上65 歳未満	1回100円
	65歳以上	無料
	市内又は茨 城県取手市 の居住者	1回100円
第7条ただ し書に規定 する者	それ以外の 者	1回300円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を**減額し**、又は免除することができる。

第7条本文に 規定する者	無料
第7条ただし 書に規定する 者	市内又は茨城県取手 市の居住者 1回100 円 上記以外の者 1回3 00円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を**減額**又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第1項ただし書及び第10条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。